



こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口明子 ☎047-767-5030

伊原 忠 ☎047-488-7207

飯川英樹 ☎080-1239-8132

日本共産党八千代市議団メール：kyousan@jcp-yachiyo.jp

日本共産党
八千代市議団
ホームページ

<https://jcp-yachiyo.jp>



第673号

2025年6月30日

発行

日本共産党

八千代市議会議員団

八千代市大和田新田

312-5

八千代市は速やかに「子どもの権利条例」の制定を

日本が子どもの権利条約を批准したのは1994年。世界で158番目です。1989年に国連で採択されたのに、日本は子どもの権利意識を育てることに消極的でした。

これでは学校で年々増えている「いじめ、不登校、自殺」などを解消することは出来ません。子どもたちが権利の主体者として自覚し、互いに人権を尊重し合い、平和的に共生できる学校を自ら作り上げるためにも、八千代市が「子どもの権利条例」を制定する必要があります。服部市長は「子どもが第一の市政」を宣言しているのですから本気度が問われます。



八千代市は20年以上かけても前に進まない。

子どもの権利条約は第1条から第54条まであり、4つの基本原則があります。

①差別の禁止。②子どもの最善の利益。③生命、生存、発達に対する権利。④子どもの意見の尊重です。子どもには生まれた時から保障されるべき権利なのです。

日本は国連からの再三勧告を受けて、やっと2023年に「こども基本法」を作りました。しかし、子どもの施策はできましたが、子どもの権利を救済するコミッショナー制度のような独立した機関を設置する構想はありません。これでは権利を行使できません。

地方自治体では、2000年12月、川崎市で「子どもの権利条例」を制定し、1998年12月の川西市「オンブズパーソン制度」を制定、子どもが意見を上げたい時にその意見を保障してくれるような条例ができています。

ところが八千代市は20年以上かけても今に至るも、条例が出来上がらない。なぜなのでしょう。

子どもの権利が保障される学校・社会の実現を

6月定例会市議会での日本共産党の質問に対し、市は「今年の3月に『八千代市こども計画』を策定したので、子ども権利条例については引き続き、国及び県の動向を注視した上で研究してまいりたい」と相変わらず主体性のない答弁でした。

2015年に八千代市子ども人権ネットワークが作成した「子どもの権利に関する条例制定の検討結果報告書」には条例の制定に否定的な意見はなく、「八千代市は2002年から10年以上にわたり制定できない状況にある。今回制定できない場合はなぜできなかったのか。理由及びその経過について検証していただきたい」と厳しい意見がありました。

日本共産党は、子どもの権利条約に示された4つの基本原則に掲げられた子供の最善の利益や子どもの意見表明権など速やかに条例の制定の実現に奮闘する決意です。